

函館市職員職名規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月28日

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市規則第12号

函館市職員職名規則の一部を改正する規則

函館市職員職名規則（昭和34年函館市規則第56号）の一部を次のように改正する。

本則中「計画推進室長」の後ろに「，公共施設マネジメント室長」を加える。

附 則

この規則は，令和5年4月1日から施行する。